少子高齢社会への対応の在り方についての調査会提言

～少子高齢社会に関する調査会～

第三特別調査室　　縄田（なわた）　康光（やすみつ）

少子高齢社会に関する調査会は、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第 161 回国会の平成 16 年 10 月 12 日に設置された。調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」とし、調査の１年目は「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を具体的な調査事項として調査を行い、第 162 回国会の平成 17 年７月８日、提言を含む中間報告を参議院議長に提出した。

調査の２年目は、「少子高齢社会の課題と対策」を調査事項とし、鋭意調査を行い、平成 18 年６月７日、調査会において「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を含む中間報告を参議院議長に提出した。

１．調査の概要

第 163 回国会においては、「団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件」について、平成 17 年 10 月 19 日、内閣府、文部科学省、厚生労働省から、それぞれの取組について説明を聴取し質疑を行うとともに、10 月 26 日、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

第 164 回国会においては、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」について、平成 18 年２月８日、内閣府、文部科学省、厚生労働省から、それぞれの取組について説明を聴取し質疑を行うとともに、２月 15 日、２月 22 日、３月１日、４月５日、４月 12 日の５回にわたり、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらにこれらの調査を踏まえ、５月 10 日、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員間の自由討議を行った。

参考人からの意見聴取のテーマは、団塊世代の諸課題、人口減少社会の経済財政問題、企業の取組、地域における取組、女性の健康・不妊治療、子育てへの経済的支援と多岐にわたり、調査会委員との間で活発な意見交換が行われた。

その主な内容は、(1)従来の生産年齢人口の概念を見直し、65 歳からは年金を受け取りつつ 70 歳まで働くことを選べる社会への転換を目指す必要がある、(2)ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、ワークシェアリング、短時間正社員制度、在宅勤務制度により労働者の選択肢を多様化することが必要である、(3)多様な働き方を選択できる社会を構築するためには、働き方による税制・社会保険制度上の差別の撤廃が重要である、(4)若年層の安定した雇用の確保は少子化対策としても重要である、(5)厳しい財政状況の下で保護者のニーズに合った保育サービスを柔軟に提供するためには、保護者にバウチャーを渡し、保護者が自らの希望する保育所を選択する制度が求められる、(6)子育て支援には地域の実情に即した取組が必要であり、そのためには地方公共団体間の財政格差に配慮した地方分権の推進が求められる、(7)労働過重の影響としては、セックスレス及び生

殖機能の低下が考えられ、生殖機能の低下についての検査体制の整備が今後の課題となる、(8)一戸当たりの住宅面積と出生数は相関関係にあると考えられることから、子育てへの経済的支援の一つとして家賃補助が求められる、(9)少子化対策として所得税制を改正するに際しては、結婚・出産にインセンティブを与えるため、家族の多い世帯を優遇するN分N乗方式又は夫婦間の多様な生き方を保障する二分二乗方式が望ましい、等である。

提言の概要

Ⅰ　結婚・家庭形成に向けての環境整備

1　若者の安定した雇用機会の確保、正規・非正規雇用者間の賃金格差是正、多様な働き方や再挑戦を可能とするシステムの確立

2　体験活動等を通じた家庭の構築・子育ての重要性や喜びに関する意識啓発

3　国、地方公共団体、企業における男女の出会いの機会の確保のための環境整備

Ⅱ　男女の健康と出産

1　高齢出産のリスクを念頭に置いた妊娠・出産適齢期についての健康教育の実施、出産・子育てを可能とする経済的・社会的環境の整備による人工妊娠中絶の減少

2　不妊治療に対する公費助成、不妊治療等による超未熟児の育ちに関する調査

3　就業状態と不妊の関係についての総合的調査の実施

4　助産師の確保による出産体制の整備、小児科・産科医師不足対策として医師の勤務条件の整備、女性医師に対する両立支援等の実施

Ⅲ　子育てのための環境整備

1　待機児童解消の促進、保育所利用者と家庭内育児者の不公平性の解消、放課後児童対策の更なる充実、ゼロ歳児保育も含めた教育・保育の在り方の検討

2　育児休業取得後の職場復帰・再就職の支援、女性労働者の採用上限年齢の撤廃

3　育児休業制度の柔軟性確保、父親割当制度の導入、休業前所得との格差是正

4　児童手当の支給基準・内容について税制、育児保険制度等その財源を含めた検討

5　子育て世代への特恵的住宅施策の実施、通勤時間と子育ての関係を踏まえた長時間労働の是正とフレックスタイム制度・在宅勤務制度等の一層の推進

6　所得税における各種控除及び課税単位についての多角的検討

Ⅳ　子どもの健やかな育ちの確保

1　子どもを対象とする犯罪への地域全体での体系的対応、交通事故予防対策として生活道路等の交通量の制限、道路の改良

2　地域を守り育てる視点を少子化対策へ取り入れることによる新たな地域コミュニティの形成

3　子どもの養育環境による法律的、社会的な差別、不利益の解消に向けた取組

Ⅴ　地方分権による少子化対策の推進

地域の工夫や取組による多様な子育て支援を可能とするため、財源の移譲を含めた少子化対策の地方分権の推進

２．提言

「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」の第一は、**「結婚・家庭形成に向けての環境整備」**として、(1)若者の安定した雇用機会の確保、正規・非正規雇用者間の賃金格差の是正、(2)家庭を築くことや子どもを育てることの重要性等についての意識啓発、(3)国、地方公共団体、企業における男女の出会いの機会の確保のための環境整備等をうたっている。これまでの少子化対策が子育て世帯への支援が中心であり、結婚に至る過程については、ともすれば個人の領域として踏み込むのを避ける傾向が見られたが、提言は家庭の構築の意識・啓発や男女の出会いの機会の確保に言及している。

提言の第二は、**「男女の健康と出産」**として、(1)晩婚化に伴う高齢での妊娠・出産のリスクを踏まえた、妊娠・出産適齢期についての健康教育の推進、(2)不妊治療についての公費助成の拡充、不妊治療等で生まれた体重1,000グラム未満の超未熟児の育ちについて

の調査、(3)就業状態と不妊の関係についての総合的な調査の実施の必要性、(4)小児科医及び産科医不足に対応するための多様な勤務形態による医師の勤務条件の整備、女性医師に対する子育てとの両立支援等の実施等をうたっている。不妊治療への公費助成については、夫婦間の体外受精及び顕微授精に要した費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」が実施されているが、更なる助成の拡充が求められる。また就業状態と不妊の関係については、今まで実態が明らかになっていない分野であり、今後の調査が求められる。

提言の第三は、**「子育てのための環境整備」**として、(1)待機児童の解消、子育ての形態による不公平解消のための対策、(2)育児休業取得後の職場復帰の支援やいったん退職した女性への再就職支援、採用上限年齢撤廃に向けた指導の強化及び再就職支援のための職業訓練の一層の推進、(3)分割取得や短時間利用等が可能となる柔軟性の高い育児休業制度の必要性、休業期間の一部を父親に割り当てる「育児休業父親割当制度（仮称）」の導入の検討、休業前所得との格差縮小の必要性、(4)育児手当の支給基準や支給内容について、税制や育児保険制度等その財源も含めた検討の必要性、(5)若年層が良質な居住環境を確保できるよう、特恵的な住宅政策を実施する必要性、(6)所得税における配偶者控除、扶養控除の在り方や課税単位等についての多角的検討、等をうたっている。(1)は、現行の少子化対策は、保育所の整備等、共稼ぎ世帯への支援に重点が置かれ、子育てをしている専業主婦等にその効果が十分及んでいない可能性があることから、「子育ての形態による不公平解消」を指摘したものである。(3)の「育児休業父親割当制度」はいわゆるパパ・クォータ制であり、今後検討が求められよう。

提言の第四は、**「子どもの健やかな育ちの確保」**として、子どもを対象とする犯罪への地域全体の連携による対応、交通事故対策、地域を守り育てる視点の少子化対策への取入れと新たな地域コミュニティの形成、子どもの養育環境による法律的、社会的な差別、不利益の解消に向けた取組等をうたっている。少子化対策において親だけでなく子どもの視点に立って、婚外子等養育環境の違いによる差別の解消等も含めて言及している。

提言の第五は、**「地方分権による少子化対策の推進」**として、財源の移譲を含めた少子化対策の地方分権の推進をうたっている。

３．求められる少子化対策への提言の反映

我が国における少子化の進行は予想を上回るペースで進んでいる。合計特殊出生率は平成 16 年 1.29、平成 17 年 1.25 と過去最低を更新し続け、17 年には出生数が死亡数を 21,408 人下回り、初の自然減となり、我が国は予想より２年早く人口減少局面に入った。

本調査会中間報告の提言は、「結婚、出産、子育てを阻害する要因を早急に除去し、社会として支援していくことが現在求められている政策的対応」と指摘している。これは、歯止めのかからない少子化の現状を踏まえ、子育てをする親の視点に立った従来の少子化対策に加え、「子育ち」、結婚・家庭形成の視点をも意識したより幅広い施策を求めたものと言える。

本提言が、政府、企業、取り分け政府が平成 19 年度において講ずべき少子化対策に反映されることが強く望まれる。